

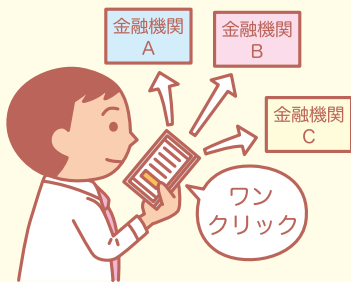
平成30年6月から、 「電子決済等代行業」に関する 新しい制度がはじまりました。

はじめに

電子決済等代行業とは、ITを活用した次のようなサービスを提供することをいいます。

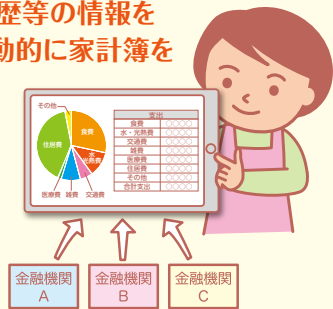
①複数の振込先への銀行振込の依頼を ワンクリックで行うこと ができるサービス

※法令上は、「預金者の銀行口座から他の銀行口座への振込等の指図を預金者の代わりに銀行に対して伝達すること」とされています。詳しくは銀行法をご参照下さい。



②預金口座の残高や利用履歴等の情報を 銀行から取得・集計し、自動的に家計簿を 作成するサービス

※法令上は、「預金者の銀行口座に係る残高や利用履歴等の情報を銀行から取得し、これを預金者に提供すること」とされています。詳しくは銀行法をご参照下さい。



電子決済等代行業制度の概要

電子決済等代行業が適切に実施されるために、
電子決済等代行業者に対し、以下の規制を課しています。

①登録制の導入

財務局の登録を受けた事業者のみが、国内で電子決済等代行業を行うことができます。

※ただし、制度開始以前から電子決済等代行業を行っている事業者については、制度開始から6ヶ月間の登録猶予期間が設けられています。

※電子決済等代行業の登録等に関する情報については、裏面に掲載の金融庁ウェブサイトをご覧ください。

②利用者への適切な情報提供

利用者に次の情報を提供することが義務付けられています。

- 利用者に損害が生じた場合の賠償責任に関する事項
- 苦情・相談窓口
- サービスの利用料 等

③銀行との契約締結義務

電子決済等代行業者は、サービスを提供する前に、銀行との間で次の事項を含む契約を締結することが義務付けられています。

- 利用者に損害が生じた場合の銀行と電子決済等代行業者との間における賠償責任の分担に関する事項
- 利用者に関する情報の適正な取扱いや安全管理のために行う措置に関する事項 等

オープン・イノベーションの
推進の観点から、銀行に対し、
以下の事項を求めています。

①オープンAPIへの取組等 に関する方針の策定・公表

※各銀行が公表したオープンAPIへの取組み等に関する方針の策定状況については、裏面に掲載の金融庁ウェブサイト中、「金融機関における電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針の策定状況について」をご覧ください。

②オープンAPIの導入に努めること 改正銀行法の施行日から2年以内 の政令で定める日までに、オープン APIの導入に向けた体制整備に 努めることを求めています。

電子決済等代行業制度やオープンAPIの導入によって、IDやパスワードを預ける必要のない安心・安全、便利で多様な金融サービスが幅広く提供されることが期待されます。

よく使われる用語

- FinTech
金融(Finance)と技術(Technology)を掛け合わせた造語で、ITを活用した革新的な金融サービス事業を指します。
- オープン・イノベーション
外部から新たな技術やアイデアを募集・集約し、革新的な商品・サービスを開発すること。
- オープンAPI
銀行が外部の企業等にAPI(Application Programming Interface。銀行以外の者が銀行のシステムに接続し、その機能を利用することができるようにするためのプログラム)を提供し、銀行システムへのアクセスを許諾すること。オープン・イノベーションを実現していくためのキーテクノロジーの1つと考えられています。

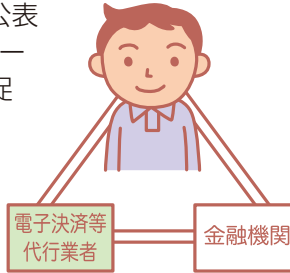
Q&A

Q1

なぜ、電子決済等代行業に関する新しい制度が導入されることになったのですか。

A1

FinTechといわれる様々なサービスが身近になりつつある中、電子決済等代行業の法制上の位置付けを明確にして利用者保護を確保しつつ、銀行に対してオープンAPIへの取組み等に関する方針の策定・公表等を求めることにより、オープン・イノベーションを促進することを目的として、電子決済等代行業に関する制度を導入したものです。



Q2

いわゆる決済代行や収納代行を行っている事業者も電子決済等代行業者としての登録が必要となるのでしょうか。

A2

決済代行・収納代行サービスの提供方法として、例えば、インターネットを利用し、振込先や振込金額といった情報を銀行に伝達するといった方法を用いているのであれば、原則として電子決済等代行業者としての登録が必要となります。ただし、法令上、電子決済等代行業制度には、その適用が除外されるサービス類型が規定されております。内容の詳細については、下記掲載の金融庁ウェブサイト中『「銀行法施行令等の一部を改正する政令等(案)」に対するパブリックコメントの結果等について』をご覧ください。

Q3

事業者に対し、自身の預金口座に係るIDやパスワードを預けたうえでサービスを利用していますが、問題ないでしょうか。


A3

一般に、ご自身の預金口座に係るIDやパスワードを第三者に預けることは、セキュリティの観点からは必ずしも望ましいことではありません。したがって、同様のサービス内容であれば、銀行のAPIに接続してサービスを提供しているなど、IDやパスワードを預ける必要のない事業者のサービスを利用することがより望ましいと考えられます。なお、既に事業者がIDやパスワードを預けてサービスを利用されている場合には、ご自身において当該事業者が信頼できる業者であるかを改めて確認することや、サービスの利用を止めた際にはパスワードを変更するなど、ご自身のID・パスワードを適切に管理することが重要です。



相談・連絡窓口

- 電子決済等代行業を含む金融サービスに関する一般的なご相談
(金融庁 金融サービス利用者相談室)

 **0570-016811** (平日10:00～17:00) ※IP電話・PHSからは、03-5251-6811におかけ下さい。

FAX 03-3506-6699 (24時間受付)

- 電子決済等代行業に係る登録申請等のお問合せ先

主たる営業所等の所在地を管轄する以下の財務(支)局又は沖縄総合事務局にご連絡下さい。

北海道財務局	011-709-2311	東北財務局	022-263-1111
関東財務局	048-600-1146	関東財務局 東京財務事務所	03-5842-7014
東海財務局	052-951-2493	北陸財務局	076-292-7853
近畿財務局	06-6949-6369	中国財務局	082-221-9221
四国財務局	087-811-7780	九州財務局	096-353-6351
福岡財務支局	092-411-7297	沖縄総合事務局	098-866-0095

※信用金庫等の協同組織金融機関に口座を保有している預金者向けにサービスを提供される場合の登録申請等に関するお問合せ先は、下記掲載の金融庁ウェブサイトをご確認ください。

詳しい内容は、金融庁ウェブサイトでご確認ください。 <https://www.fsa.go.jp/common/shinsei/dendai/index.html>

